

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK18255・岡山県第 30-継 07・岡山県第 01-養 08

③施設の情報

名称：天心寮	種別：児童養護施設	
代表者氏名：寮長 山本兼士	定員（利用人数）：暫定 38 名	
所在地：岡山県赤磐市町苅田 25		
TEL：086-957-2010	ホームページ：http://tenshinryo.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：1946 年 1 月 10 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人鳥取上小児福祉協会		
職員数	常勤職員： 24 名	非常勤職員： 3 名
有資格 職員数	保育士 9 名	公認心理士 1 名
	社会福祉士 3 名	管理栄養士 3 名
	精神保健福祉士 1 名	医師（非常勤嘱託） 1 名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	1 人部屋 1 室、2 人部屋 8 室、3 人 部屋 2 室、6 人部屋 1 室 ※各部屋を 1～3 人で利用	保育室、静養室、食堂、多目的室、 浴室、便所、医務室、調理室、事務 室、倉庫、図書室、居間、休憩室、 住み込み室

④理念・基本方針

【理念】

健康・知能・社会生活何れにおいても豊かで、調和的に発達し、自立した社会人として、自主性と協調性を備えた人間性豊かな人に育てる。

【基本方針】

- ・児童の人格を尊重し、未見の可能性を確信しつつ個性の伸張と能力の開発をはかる。
- ・愛と規律を根幹として、社会の健全な一員となるため自ら努力する児童の育成につとめる。
- ・将来「自立と自己表現」を成し遂げるため子ども時代に「生きる力」を身につける。

⑤施設の特徴的な取組

天心寮は、JR 岡山駅から自動車で40分ほどのところ、図書館や小中学校、ショッピングも身近にあり、また、田園や里山、小川などの豊かな自然環境がある地域にあります。赤磐市立石相小学校まで徒歩5分、同赤坂中学校まで約1.5kmです。

天心寮は、大舎制(定員20人以上)の施設ですが、児童一人ひとりに寄り添う養育に努めています。

生活指導の目標は、①素直な人間を育成する、②考え深い人間を育成する、③頑張り強い人間を育成する、としており、職員は、児童の未見の可能性を信じて日々、子どもたちとかがわっています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年9月1日(契約日) ~ 令和3年1月30日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・社会福祉士(3人)や精神保健福祉士(1人)、公認心理士(1人)や管理栄養士(3人)などの有資格者を多数採用しています。
- ・職員の業務負担を考慮し、俸給や各種手当での検討がなされ、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいます。
- ・施設内外において、一職員あたり2~3の勉強会や研修会に参加する機会を設けるとともに、受審施設としてそれを支援しています。
- ・特別配慮が必要な子どもの割合が7割と高いながら、少しでも良くなるようにと丁寧に支援されています。
- ・前回の評価で指摘された部分、地域への貢献、子どもの満足の向上への取り組み、アンケートの実施、記録の書き方、アセスメントの検討からの支援計画などに、改善が見られます。
- ・子どもの状況に関する各種記録が細くなくされており、個別の支援に生かそうとされています。
- ・学習支援や学習環境の整備において、職員が創意工夫し、子どもたち一人ひとりに向けた手厚い支援がなされています。

◇改善を求められる点

- ・理念、基本方針について再検討する機会が設けられていません。その際には、親子関係の再構築や今後の小規模化やグループケア化に沿った内容に変更することも念頭に検討してみてもはいかがでしょうか。
- ・全職員が受審施設の運営に興味や関心が持てるよう、既設の運営会議の再開を望みます。
- ・ヒヤリハットの報告が、職員に定着していません。当事者の職員の報告、検討内容、

解決策、結果が関連するような記録を残されることを望みます。

- ・職員が地区会やその他組織に参加されていません。施設の中だけの支援では自立への支援に限界があります。学校の長期休暇中に朝のラジオ体操を地区の方々と一緒に実施したり、地区の清掃活動に子ども達と参加したりするなど、できることを探してみてもいいでしょうか。

- ・親子関係の再構築支援において、より広範の専門職で支援計画を共有し、親子宿泊訓練や家族療法的アプローチの視点を持たれることが期待されます。

- ・トイレ内の清掃は清潔に行き届いていますが、虫（コバエ）の駆除が若干不十分ではないでしょうか。

- ・冬季の感染症対策として、食堂などに加湿器や空気清浄機の設置など検討されてみてはいかがでしょうか。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

コロナ禍で色々な制約のある中ではありましたが、丁寧な調査や聞き取りをして頂きました。

分析では、当施設で改善や検討が必要な事項を洗い出していただき大変ありがとうございました。

施設の小規模化をはじめ、今後早急に取り組まなければいけないことがたくさんあることを再確認させて頂きました。今後、職員間で十分検討して、子どもたちへの支援の充実に向けた取り組みを着実に進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会的養護の共通認識としての「児童が権利の主体であること」、支援、養育は「子どもの最善の利益を目指して行われること」がその内容に含まれています。これらは、パンフレットはもちろんのこと、事業計画への記載、ホームページ上での公表によって周知されています。また、職員会議の議事内容や寮長の発言からも、その取り組みが確認できました。但し、職員の聞き取りではその認識が不十分なところがあるとともに、理念、基本方針の内容については前回の評価で指摘した見直しはなされていませんでした。後述の小規模化の取り組みを踏まえ、職員で再検討してみたいかがでしょうか。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>昨今の児童虐待等社会的養護をとりまく環境の変化や地域社会の要請や受審施設のある地域の少子化にともない、2018 年度より瀬戸内市から委託を受けショートステイ事業を実施しています。今後は、後述の事業計画でも述べているように、継続的な支援と地域の拡大が求められると共に、検討の予定です。上記のことも踏まえ、受審施設での支援方針や社会の動きなどは月 1 回の職員会議で共有しています。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の少子化やニーズに対応するため、暫定定員の変更や職員配置の適正化、評価項目2で述べたように新たな事業を開始することで、収益の回復が見られています。一方、在籍子ども数は横ばいとなっていますが、一時保護事業やショートステイ事業の利用者数は増加しています。その一方で、特別配慮を必要とする子どもの数が増え職員一人ひとりの負担が増していることから、後述の通り俸給の引き上げや新たな手当の新設を試みています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>2019年3月に「岡山県社会的養育推進計画」の策定に伴う中・長期計画を策定されており、2021年度にはショートステイ事業を新たに1カ所、2024年度には小規模グループケア1カ所(定員6人)設けることが明記されています。しかし、これらの内容について職員間で十分検討されてはならず、共有も含め今後は具体的実施方法の構築が課題となっています。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目④で述べた中・長期計画について、2020年度事業計画に具体的に落とし込むと共に、その内容は毎年4月の職員会議において、提示され共有されています。加えて、職員からのヒアリングにおいて、中・長期計画の内容について把握している旨確認できました。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前述の通り、事業計画は毎年4月の職員会議において説明と提示がなされ、共有されています。また、毎年2月の職員会議においては、当年度の事業計画の進捗状況や次年度事業計画について話し合いがなされています。前回評価した「見える化」により、各事業(主に行事)の実施評価書の作成がなされ、その部分においては振り返りや改善の行動が見られますが、受審施設の運営や経営に関しては十分な参画が得られていないのが実態です。</p>		
⑦	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c

<コメント>

事業計画ではなく主に行事予定は周知されていますが、知らせるタイミングが行事実施2週間前となっており、ゆとりを持った周知とはなっていません。例えば、年度初めに「子どもの意見を聞く会」などを設け、その際にあらかじめ1年間の行事予定についてお知らせしてはいかがでしょうか。一方、行事を含めた事業内容について、子どもへはアンケートを実施したり子どもの意見箱を活用したりするなどして、事業計画に反映するよう努めています。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 1 で指摘した理念・基本方針のもと個別支援が実施されていますが、各階や学年単位の支援チーム間の共有が課題の1つとしてあがっていました。そこで、2017年度より月1回ケース検討会議が開催されており、支援チーム間の共有のきっかけとなっているようです。しかし、議事録を確認するとケース検討以外の他の情報共有の場となっており、聞き取りにおいても本会議の目的が各階担当者の情報共有の場とケース検討の場を併せ持つ会としてスタートしたことを確認しました。同会が情報共有の場と捉えれば問題はありませんが、他の情報共有としては前回の受審で評価した「見える化」の取り組みで対応、もしくは評価項目 2 で評価した職員会議で対応可能と考えますがいかがでしょうか。限られた時間の中で職員が一堂に会しコミュニケーションを取ることも重要ですが、業務のメリハリをつけるためにも各会議の機能を整理され、「見える化」の仕組みで解決出来るところはそれを活用するなど、効率的な業務運営の見直しを検討してみてもはいかがでしょうか。上記の件については、運営会議の再開も一考に値するのではと考えます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価を毎年実施しており、その結果については職員間で共有されています。その結果を確認すると、主にチームワークの部分で評価結果の改善が見られます。このことについては、「見える化」が職員に浸透している結果ではないかと考えます。あわせて、職員採用に関連して職員に対する業務に関するアンケートも同時に実施されており、日々の課題や改善策の参考にしています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議は日々の支援の場面において、その要所で寮長としての発言や受審施設としての方針が述べられていることは、職員会議の議事録や職員ヒアリングで確認しています。また、管理規定や関連規定においても明示されていますが、受審施設の特性上広報紙に代わるものがないことから、ホームページなどを活用し、広く社会や地域に社会的養護に対する思いや考え方を広く発信していくことを望みます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長として法令を遵守すると共に関連の専門学会へ積極的に参加し、知識や技術、価値について常に研鑽している様子が見受けられます。また、必要とする各種規程について整備されており、社会的養護に対し責任ある姿勢を示していることは各種記録や職員のヒアリングなどで確認しています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 3、15並びに内容評価項目で述べているように、子どもの生活環境整備のみならず、労働環境(職員にとっての働きやすさ)にも注力し、その改善に積極的に取り組んでいます。また、支援内容を中心に日々の報告や都度の相談について進んで受ける機会を設けていることは、職員ヒアリングで確認しています。一方、受審施設としての今後の進むべき方向性については、職員会議などで発言はされていますようですが、評価項目 4、6で指摘しているように、全職員に理解されるよう具体的な明示が求められます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前述の通り、経営改善のための定員数の見直しや職員配置の適正化、何気ない職員の日々の動きに対する指摘や助言から始まり、働きやすい職場を目的に断続勤務*や日中勤務の連携を見据えた業務改善、後述の通り断続勤務職員への俸給改善や半日休暇制度などの職員としての働きやすい環境整備に積極的に取り組んでいます。一方、評価項目 8で述べたように、運営会議の開催はできておらず、経営の改善について職</p>		

員が参画する仕組みを整備するためにもその指導力が求められると考えます。基幹的職員や、各分野の主任クラスが参集した運営会議の開催を望みます。

*断続勤務とは、労働時間を配慮したうえで子どもと生活を共にしながら支援を行う勤務態勢のことをいいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>公認心理師(臨床心理士兼務)の有資格者1人、管理栄養士の有資格者3人、精神保健福祉士1人、社会福祉士4人など、他の社会的養護施設と比較しても専門職の体制整備については目を見張るものがあります。今年度(2020年度)も2人の新規採用を実現しており、計画的な採用・育成が行われています。また、職員からも社会的養護に必要な国家資格取得の希望がヒアリングによって確認できています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>毎年、目標管理制度(取り組み目標、業務の進め方、中間評価、最終評価)が実施されています(5月、11月、2月)。あわせて、寮長への意見や要望も聞き取り、確認しています。この制度についてマンネリ化しているとの意見から、今後はキャリアパスの明示化、標準化が求められます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年次有給休暇の取得状況については、労働者1人平均取得日数6.4日(2017~2019年)であり、全国平均8.2日(企業規模30~99人、厚生労働省「就労条件総合調査」2019年より)には及ばないものの、日数は毎年増加しています。一方、希望休を含めた休暇取得への対応や心理担当職員による職員へのメンタルヘルスの対応など、働きやすい職場づくりには組織的に取り組んでいます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設が「期待する職員像」については、職員のヒアリングにより共有化されており、統一が図られています。評価項目15で述べたように、目標管理制度が定期的実施されており、職員一人ひとりの育成に活用されています。支援に必要な国家資格の有資格職員が新たな知識や技術の習得を目指し、他の国家資格の取得を目指そう</p>		

とする状況も確認でき、それについて受審施設としての理解と支援があります。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内研修は毎月1回定期的に開催されています(2020年度は、コロナウィルスの感染拡大により不定期開催)。施設外研修についても積極的に参加されており、研修に参加できない職員へは、復命書もしくは伝達研修でその研修内容を共有しています。受審施設としては、2019年度以降1人必ず1回施設外研修に参加するよう目標設定をしています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>施設外研修については1職員が2~3の研修に参加しており(2019年度33回延べ39人、2018年度33回、2017年度29回派遣)、派遣の約半分は職員からの要望のあった研修派遣となっています。一方、新人職員の研修については、副寮長や基幹の職員が中心となり、「業務ガイドライン」をもとに研修が実施されています。これについては、今後標準化とマニュアルの作成が求められます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>主に保育士の実習を受け入れており(過去には社会福祉士の実習受け入れ実績あり)、2018年度21人、2019年度28人(2020年度はコロナウィルス感染拡大の影響により若干名にとどまる)を受け入れ、人材養成という社会的要請に応えています。一方、実習生の受け入れマニュアルは整備されておらず今後の課題となっています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>明るく見やすいデザインのホームページに「情報公開」のページを設け、定款や理事などの役員の報酬基準はもちろんのこと、事業計画や収支計算書などを定期的に公表されています。一方、SNSなどを利用したリアルタイムの配信、評価項目10で指摘した寮長の挨拶を含めた地域への発信については、今後の課題となっています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・③・c
<p><コメント></p>		

法令に定められた社会的養護施設第三者評価事業や各種監査は実施されていますが、外部監査や第三者評価委員の設置には至っていません。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども達は、地域の行事や、各種お祭りなどに積極的に参加しています。また、ボランティア主催による手芸教室やお菓子作りなどの講座に子どもが繰り出し参加しています。施設側でも制約はあると思いますが、子どもの清掃活動や学校の長期休暇の朝のラジオ体操など、地域との交流をできる範囲で工夫されてはいかがでしょうか。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>参加ボランティア団体を分野別に登録し、子どもたちに必要な企画を立てて、ボランティアの協力を受けながら、実施しています。マナー教室、リトミック、勉強など多種多様なボランティア活動を受け入れ、子どもの自立支援にとって必要な支援を受け、実施内容、評価、反省、など記録されています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な社会資源はリスト化されています。学校や児童相談所、医療などの関係機関と連絡や連携は取れており、育成記録などに記録されています。消火訓練では消防署と連携して実施されています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>赤磐市社会福祉法人連絡会や赤磐市自立支援協議会に副寮長が所属され、地域の福祉ニーズの把握に努められています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>瀬戸内市の要請で空き部屋を利用し、2018年度よりショートステイの受け入れを始めており、受け入れ人数は順調に伸びています。また、法人連携でフードドライブ</p>		

にも参画し、赤磐市の障害者福祉事業に協力もされています。隣接地に福祉施設が建設中です。できる範囲の協力や交流方法を工夫されることを望みます。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットやホームページに子どもを尊重した養育支援の基本姿勢が明示され、寮長からも朝礼や終礼で子どもを尊重した、支援について話がされています。また、職員自身の養育や支援のあり方を振り返るため、人権侵害防止のための点検事項や人権擁護のためのチェックリストを年2回以上実施しています。理解度の評価制度もあり、実施されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>施設のトイレや浴室は、扉やカーテンでプライバシーの保護を図っています。個人情報保護のマニュアルもあり、部屋に入る時は、ノックをして入るなど、子どものプライバシーに配慮した支援が行われています。但し、居屋はほとんどが相部屋で、子ども達が机の配置などで工夫し、プライバシー保護をしている部屋もありますが、子どもの特性によっては、リスク管理のため、何も置かれていません。そのため、個人スペースが無く、他者から直ぐに見えてしまう状況もあります。そこで、子どもの特性を考えて1人部屋などの部屋割を工夫されていますが、プライバシー保護の点からも部屋割を考えられてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで写真を使用して施設や、生活、行事などを紹介しており、パンフレットにも写真やイラストで描かれた日課表があり、親しみやすい工夫がされています。施設見学にも対応しています。入所にあたっては、最初に児童相談所が、保護者や子どもに対応することから、児童相談所と密な連携をとりながら、対応しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットのイラストで描かれた日課表などを利用して、子どもにわかりやすい</p>		

<p>説明を心がけています。入所後すぐは、入浴など徐々に慣れていくように、必要時にその都度丁寧に説明と支援を行っています。保護者には、全員に学校行事のお知らせなど、お便りなどを出していますが、返事が返ってこないことも多く、説明できない状況もあるようです。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行は児童相談所と連携を図りながら進めており、支援の継続性に配慮して進めています。例えば、高校進学で、高校近くの施設への措置変更がある際に、担当者を置いて、随時必要な情報を提供するなどの対応をしています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>行事や食事などでアンケートを取って、定期的に意見を取り上げています。行事などの後で子どもの意見を聞いて、より良い取りくみになるようにしています。また、日々の子どものやりとりから、子どもの要望を聞き、職員会議で図り、実現するように努められています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の意見箱が設置され、担当者は4人おり、2人で取り出しています。苦情解決の処理の仕組みもあり、意見は職員会議で取り上げて共有し、対応しています。意見箱よりも、日々の子どものやりとりで出てくることも多く、こちらも職員会議で取り上げて、対応し記録しています。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食事や行事ではアンケートを実施し、子どもの意見を取り入れています。学校配布のSOSカードを見せてくれる子どももいるくらい、職員と信頼関係ができて対応もされています。日常的な職員とのやり取りや心理担当職員の面接時などで相談や意見を述べることもできており対応され記録も取られています。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもからの情報をまずチーム制のフロア会で共有し、チームリーダーのもと、職員が安心して同じ支援ができるように生活のルール作りや改善をしています。また、全体でも職員会議やケース会議で共有して、解決に当たられています。子どもが児童</p>		

相談所の職員と個人面談をして困ったことを言う機会もあります。児童相談所からの指摘、おとなしい子どもがケース会議の議題に上がらないなどにも組織として対応しています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染や災害などの様々なリスクに対応したマニュアルもあり、リスクマネジメントの体制はできています。朝礼ノートや終礼ノートに職員が気づいたことを書いて、そこから心理担当職員がヒヤリハットに相当する部分にアンダーラインを引き、ヒヤリハットをまとめ、育成記録にも原因や対策などと一緒に記録されています。但し、事故とヒヤリハットが同じ冊子にとじられるなど、単なる記録簿になっています。当事者の職員が直接ヒヤリハットや事故報告書に記入した方が、情報収集、要因分析、対策、実施まで、結果が関連するような記録ができるのではないのでしょうか。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症予防や食中毒予防のマニュアルもあり、昨今はコロナ対策もかねて、消毒と検温を毎朝しており、換気、手洗い、うがいも励行しています。インフルエンザなどの感染者が発生した場合の隔離するための部屋も用意されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、避難訓練、消火訓練に加えて震災対応訓練を実施しています。消火訓練は、発火場所や時間も変えて、また、年に一度赤磐市消防署と一緒に訓練もしています。食糧や備品も備蓄されています。ロッカーなどの転倒防止も行っています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>天心寮の指導関係職員の業務ガイドラインに、子どもの日課と職員の動きが記され、一日の生活項目と援助の留意事項項目と幼児、小学校、中高生の1日のスケジュール、養育・支援のマニュアルが細かく記載され、それに乗っ取って実施されています。また、その時の子どもの個々の状況によって臨機応変に支援の方法も工夫されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確	a・b・c

	立している。	
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の見直しのマニュアルはありませんが、ケース会議で見直しが図られて、記録もあります。コロナ対策で学校が休校になった際、職員の勤務体制を変更し、学校の授業時間に合わせた日課で、職員が勉強を教えるなど臨機応変に対応しています。勉強を教えるため勉強支援の研修も他の研修と合わせて開催されると共に、自主的に勉強しています。子どもへの必要な支援も変化してきます。これを機会に、見直しのためにもマニュアルを作成されては、いかがでしょうか。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントは、子どもからの聞き取りや心身状況、児童相談所からの情報、援助指針、学校からの情報などを活用しています。子どもの意向や保護者の意向、学校や保育所の意向などさまざまな関係機関の意向も入れ、担当職員や心理担当職員などで、個別の自立支援計画を作成しています。支援困難なケースには、フロア会やケース検討会議で対応しています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的な見直しと日々の支援からの細かい変更もできています。見直した自立支援計画はケース検討会議などで周知され、他の職員や心理担当職員などから支援へのアドバイスなどもあり、全体で進めています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>記録はパソコンで入力し、情報の共有化ができています。記録の様式は統一され記録内容や書き方に差異がないようにしています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長を責任者として、事務室で鍵のかかるロッカーで記録を補完するなど情報管理ができています。個人情報保護の研修を職員会議で実施しており、子どもから話を聞いたときに、第三者に話しても良いか確認し了解を得てから話すなど職員の意識も高いです。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>全職員が定期的に年4回、人権擁護、人権侵害防止のための自己点検、自己評価を行っています。施設内外の研修に参加し、権利擁護、人権侵害防止のための取組が図られています。マニュアルや掲示物等での周知が図られていますが、職員により周知の度合いに差があるようです。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>職員が子どもと時間をかけてじっくりと関わりながら、日常生活の中で自己や他者の権利について理解を深める取組を行っていることが子どもの育成記録票から窺い知ることができます。担当職員や心理担当職員との個別の面談の中では、自他の権利について子どもに随時説明がされています。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携し、子どもの生い立ちについての記録、把握が詳細になされています。生い立ちの振り返りは、子どもの年齢や発達状況、心情などに配慮しながら、心理担当職員と児童指導員で相談しながら慎重に対応をしています。生い立ちを振り返るための子どもたちと個別で関わる時間を設けられることを期待します。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>ガイドラインが全職員に配布され、不適切な関わりの防止と早期発見の組織的な取組を図ることや不適切な関わりが行われた際は、厳正な処分が下されることが明記されています。小さなトラブルも見逃すことのないよう、必要に応じ緊急的に小ケース会議を開催しています。子どもへのヒアリングや意見箱の設置も行われています。職員は研修やスーパービジョンを受けるなど、子どもの権利を擁護する取組が施設全体でなされています。</p>		

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもへのアンケートの実施や普段の会話など日頃から子どもの興味や要望に耳を傾けようとしています。余暇の過ごし方などを子どもが主体的に取り組める内容にするための検討や改善が、職員会議によりなされています。金銭管理においては、子どもが自分の考えや要望などに応じて買い物や貯金など行えるよう配慮がされています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>入退所の際は特に注意を払い、子ども自身のペースに合わせた生活が送れるように配慮がなされています。各関係機関と連携し、子どもが安定した生活を送ることができるように子どもの状況を把握し、不安を和らげるために担当職員や心理担当職員、家庭支援専門相談員が協力し合い、支援しています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の目標には、子どもの社会的自立に向けた内容が明記されています。自立への準備としてマナー教室や法律講座などを開催し、基礎や応用訓練を行い、個別の状況に応じた対応をしています。必要に応じて行政機関や福祉機関などとの連携を図り、支援を行っています。退所後に子どもとの関わりが途切れてしまわないよう、より手厚い支援や取り組みを期待します。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと過ごす時間を大切にし、個々の子どもの状況について詳細に記録がなされています。子どもが抱える課題や行動上の問題など、職員会議などで協議、共有し職員が子どものことを理解し課題に向き合おうとする姿勢が感じられます。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>一定の秩序を保つための決まりはありますが、子どもの意思を尊重し、一律な扱いをせず、柔軟な対応がなされています。高校生は、買い物を自由にでき、スマホを持</p>		

つことが許されています。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員1人が子ども3人を担当しています。子どもの年齢に応じた援助を心がけ、1人の子どもを複数の職員の見守りで、過干渉や放任にならないよう、職員が互いに注意、協力し合う体制がとられています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>学習ボランティアは年齢や学年だけでなく、学力の違いにも配慮したプログラムが設けられています。大学生や塾講師(前職)、様々な社会経験を積んだボランティアが講師となり、学力向上の機会がどの子どもにも保障されています。図書の本はバラエティに富み、漫画本や伝記、自己啓発本など年齢や学年、性別を問わず、質、量とも十分に備えられています。施設内保育には現在6人の園児がおり、2人の保育士がついています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>1日の日課が決められています。子どもそれぞれの部屋ごとに担当職員がおり、整理整頓や様々な生活技術を子どもが習得できるように支援しています。基本的な生活習慣などの習得が確立されにくい子には、職員が手厚く関わり、片付けを一緒に行うなど工夫がなされています。外部講師による子どもの電話の対応の仕方や話し方の基礎、応用訓練などの基礎的な生活習慣などを習得するための機会が設けられています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>食堂にて職員と子どもが楽しく会話をしつつ、落ち着いた和やかな雰囲気の中で、食事の提供が行われています。管理栄養士が子どもの嗜好や年齢などを考慮し、子どもとの日常の会話の中で要望などを把握し、手作りおやつの日が設けられています。誕生日には子どもの好きな物を提供するなど、幸福感や精神的な充足を得られるような配慮がなされています。子どもに調理の宿題が出た時は、栄養士が子どもと一緒に調理実習を行います。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>高学年の子どもには、自分で服を選び購入できる機会が設けられています。低学年の子どもは職員が買い物に行き、子どもの好みに合ったものを購入します。身だしな</p>		

みや服装、衣類の整理などは子どもが自分で行いますが、低年齢児などは状況に応じて職員と一緒に管理や整理をしています。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設全体に掃除が隅々まで行き届き、きれいに整備されています。掃除の時間や場所が決められており、休日には子どもが掃除を手伝います。和式トイレを洋式へ変更することで、より一層安心、安全が感じられる場所になるのではないのでしょうか。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が通院に付き添い、医療機関と連携し適時医師に相談を行っています。それらは記録に残し、職員で共有し子どもの健康状態の把握を図っています。薬は、職員が鍵のかかる引き出しできちんと管理しています。個々の子どもの心身や服薬の状況、経過などは「通院ノート」に記録され、全職員で日常的に共有されています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性に関する問題などが起きた際は記録に残し、職員会議などで取り上げて支援のあり方の検討が行われています。男子棟と女子棟は廊下で繋がっていますが、子どもたちが夜間など勝手に行き来しないように間仕切りが設けられています。「きびだんご」という分かり易い冊子を用いて、性についての教育が行われています。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>問題を生じやすい子どもの特性などは、あらかじめ職員間で情報共有が行われています。児童相談所などの関係機関と、必要に応じた連携がなされています。実際の暴力や不適切な行動については記録し、職員会議やケース検討会議などで要因や課題などの分析を速やかに行い、職員が協力して支援を行う体制がとられています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども間の暴力、不適切な行動には毅然とした態度で対応しています。児童相談所など関係機関との連携を行い、個々の子どもの状況を的確に把握し、問題が発生した場合は職員が積極的に関与、介入をしています。子どもの部屋の割り振りなど、職員</p>		

会議などで協議や共有を行い、いじめや暴力が起こらないように施設全体で取り組んでいます。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理担当職員を3人(うち1人公認心理士)配置し、職員間の連携を行い、心理的ケアの必要な子どもに個別で対応を行っています。職員が外部講師による研修やスーパービジョンを受ける機会が確保され、学んだことは全職員で共有しています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内では年齢別、学年別に学習するスペースが分けられています。学習ボランティアや学習塾を活用し、配慮の必要がある子どもや学力の低い子どもにもそれぞれに応じた支援がなされています。職員自ら、子どもの能力に応じたテキストを作成するなど、一人ひとりのニーズに応じた学習機会の確保がなされています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>進路選択の際は、子どもだけでなく保護者の意見も聞き、学校や児童相談所との連携もなされています。大学進学の際は、奨学金を活用するなど、資金面での支援も行っています。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>高校生は、希望すればアルバイトをすることが可能です。中学、高校では職場体験などの機会を持つことができます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に家族関係の調整、相談を行っています。個別の家族関係の状況は「保護者ノート」を用いて、全職員が共有しています。面会、外出、一時帰宅では家庭での様子の聞き取りと子どもと家族の関係調整や相談の体制づくりに積極的に取り組んでいます。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p>		

家庭支援専門相談員が中心となり、親子関係の再構築のため、面会、外出、一時帰宅、家庭訪問が行われています。家族の状況を家庭訪問して観察し、状況を詳細に記録し、児童相談所などとの連携の際に活用されています。2019年度には、児童相談所が取り組む「親子関係再構築支援事業」の中で家庭への支援に取り組みました。